

鹿児島工業高等専門学校成績評価妥当性点検専門委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校教務委員会規則第7条の専門委員会として、鹿児島工業高等専門学校成績評価妥当性点検専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、適切な成績評価が行われていることを組織的に確認し、継続的な改善に繋げることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（教務主事）
- (2) 校長補佐（研究主事・専攻科長）
- (3) 教務主事補
- (4) 専攻長
- (5) 学科から推薦された教員 各1名
- (6) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (7) 学生課長
- (8) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号及び第6号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(他の委員会等との連携)

第7条 委員会は、他の委員会等と相互に連携し、適切な成績評価が行われていることの点検活動を補完し合う。

(報告)

第8条 委員会は、成績評価が適切に行われていることを確認し、その結果を各種判定会議等（卒業判定会議、進級判定会議、専攻科学年末成績会議、修了判定会議）に報告しなければならない。

(検証結果の開示)

第9条 委員会は、前条の内容を報告書として取りまとめ、教員に対して適切な方法により開示するものとする。

2 前項の検証において成績評価に不適切な事項があると認められた場合は、委員会は当該教員に対して必要な指導を行うものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。